

さいたま都市計画地区計画の変更

さいたま都市計画の中島2丁目エネルギー安定供給拠点地区地区計画を次のように変更する。

決定告示年月日
平成30年4月1日

名 称	中島2丁目エネルギー安定供給拠点地区地区計画	
位 置	さいたま市桜区中島2丁目の一部	
面 積	約2.0ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、ガス供給事業者の事業用地として利用されている工業地であり、ガスホルダーや地震に強い中圧ガス配管が設置・整備されるなど、災害時でも利用可能なガス供給機能を有する地区である。また、本地区が近接する国道17号新大宮バイパスは埼玉県的第一次特定緊急輸送道路に指定されており、災害時の物資・エネルギー供給の広域拠点にふさわしい立地環境にある。</p> <p>このため、建築物等の適正な規制・誘導を行い、既存のガス供給機能や広域交通環境を最大限に活用し、本市のみならず県全体の救援活動や、人や物資の輸送を支える「エネルギー安定供給拠点地区」として、その機能の保護と拡充を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>国道17号新大宮バイパスに近接した立地特性を活かし、エネルギー安定供給機能の拠点形成を図るとともに、地区に隣接した住宅地の居住環境に配慮する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>エネルギー安定供給拠点地区として適正な土地利用を促進するとともに、土地利用の方針に沿って不適当な用途の建築物が混在することを防止するため、建築物等の用途の制限について定める。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地区整備計画</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建築物等に関する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建築物等の用途の制限</p>	<p>建築基準法別表第二(る)項第1号に規定する事業を営む工場のうち、次の各号に掲げるものは建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (一) に規定する火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類（玩がん具煙火を除く。）の製造 ② (三) に規定するマッチの製造 ③ (四) に規定するニトロセルロース製品の製造 ④ (五) に規定するビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造 ⑤ (六) に規定する合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。） ⑥ (七) に規定する引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造 ⑦ (八) に規定する乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造 ⑧ (九) に規定する木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。） ⑨ (十三) に規定する塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造 ⑩ (十四) に規定するたんぱく質の加水分解による製品の製造 ⑪ (十五) に規定する油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。） ⑫ (十六) に規定するファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造 ⑬ (十七) に規定する肥料の製造 ⑭ (十八) に規定する製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造 ⑮ (十九) に規定する製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 ⑯ (二十) に規定するアスファルトの精製 ⑰ (二十一) に規定するアスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造 ⑱ (二十二) に規定するセメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造 ⑲ (二十三) に規定する金属の溶融又は精練（容量の合計が五十リットルをこえないつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。） ⑳ (二十四) に規定する炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕 ㉑ (二十五) に規定する金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びよう打作業又は孔埋作業を伴うもの ㉒ (二十六) に規定する鉄釘類又は鋼球の製造 ㉓ (二十七) に規定する伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットをこえる原動機を使用するもの ㉔ (二十八) に規定する鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造 ㉕ (二十九) に規定する動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造 ㉖ (三十) に規定する石綿を含有する製品の製造又は粉砕
---	---	---	--

理由 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）による建築基準法の一部改正に伴い、建築物等の用途の制限について変更を行うものである。